

一般財団法人熊本県消防協会消防団員加入促進事業助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、消防団への加入促進を図るために効果的な取り組みと認められる事業に要する経費に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の対象等)

第2条 助成金は、消防団が行う別表に掲げる事業に対し、予算の範囲内において助成する。

2 助成対象事業に係る経費が基準額に達しないときは、その経費をもって基準額とする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金を受けようとする消防団は、消防団員加入促進事業助成金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、会長に提出しなければならない。

(助成金の決定通知)

第4条 会長は、審査のうえ、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を消防団に通知する。

(実績報告)

第5条 助成金の交付の決定を受けた消防団は、事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を作成し、事業完了の日から記載して1ヶ月を経過した日までに提出するものとする。

2 実績報告書には、取り組み内容が分かる新聞記事、HP、市町村広報誌などで取り組み内容の確認ができるもの、及び領収書等の書類を添付しなければならない。

(助成金の請求)

第6条 消防団は、助成金を請求しようとするときは、請求書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附則

1 この要項は、令和3年7月27日から施行する。

別表

助成対象事業		助成金基準額	
1 消防団員の確保のための取組み		1 取組みへの助成金	
	基本団員及び女性消防団員の確保に資する取組み	1 消防団当たり	10,000円
		2 前年度の実員を上回る消防団員確保(実績)への助成金	
		1 消防団当たり	50,000円
2 消防団協力事業所表示制度の導入等のための取組み		1 制度導入及び事業所加入(実績)への助成金	
	制度未導入の団体において、今回、制度を導入した団体において、被用者の入団促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、地域の事業所を訪問する取組み	1 消防団当たり	10,000円